

保全インフォメーションきんき 第39号

(平成18年12月20日号)

12月になると街はクリスマスモードに。そんな街を飾る花と言えば、赤と緑が色鮮やかな『ポインセチア』ですね。この花はアメリカ駐メキシコ大使であったポインセット氏がメキシコで発見し本国に持ち帰ったことから、彼の名前にちなんで命名されたと言われています。また、当時のメキシコの原住民はポインセチアを切ったときに出る白い樹液を解熱剤として使っていたそうです。

今年度は地球温暖化対策についての記事を多数掲載させて頂いておりますが、実際に地球温暖化の影響からか近年、近畿地方ではホワイトクリスマスになることはありませんね。

もくじ

1. ヘッドラインニュース

平成18年度保全実態調査 評価・分析結果がご覧になれます！

2. 今月の特集

省エネのススメ - パソコンの省エネ設定 -

3. How to 保全

保全台帳について

4. 営繕情報コーナー

施設特別整備における緊急度判定基準について

1. ヘッドラインニュース

平成18年度保全実態調査 評価・分析結果がご覧になれます！

平成18年度保全実態調査へのご協力ありがとうございました。報告頂いたデータの集計が終わり、データが確定いたしました。12月4日より各施設(宿舍以外)の評価・分析結果を保全業務支援システム(BIMMS-N)にて、ご覧いただけるようになっております。操作方法を第30号の「ヘッドラインニュース」に掲載しております。平成18年度保全実態調査(平成17年度の実績)を評価・分析する場合は年度を「2006」と入力して下さい。操作方法・分析結果等で不明な点がございましたら、事務局(保全指導・監督室、京都営繕事務所、神戸営繕事務所)までご相談下さい。

ぜひ、他の多くの施設と比較した自らの施設の評価・分析結果をご覧になり、保全状況の改善や省エネの推進にご活用下さい。

(保全指導・監督室 岩下)

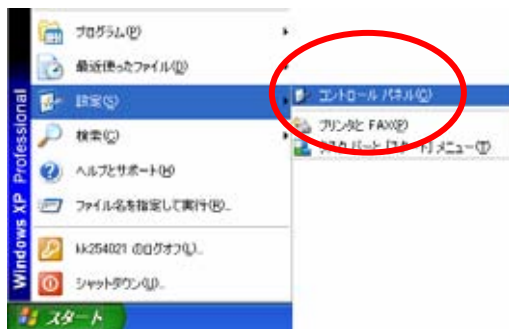
2. 今月の特集

省エネのススメ - パソコンの省エネ設定 -

暖房時期に入り、空調の設定温度や運転時間の見直しなど、空調設備に関する省エネは心がけられているかと思います。今月は電気設備に関する省エネに目を向けて、パソコンの消費電力における省エネ方法を紹介したいと思います。

パソコンは使用していない時や離席中でも意外に電力を消費しています。これを待機電力といいます。終業時にパソコンの電源を切るとは勿論のこと、省電力モードを活用して節電に心掛けましょう。

以下にパソコンの省電力モードの設定方法を紹介しますので、地球温暖化対策政府実行計画の目標達成に向けて実施されてはいかがでしょうか。



[スタート] ボタンを クリック し、[設定] をポイントし[コントロールパネル] をクリックします。



[コントロール パネル]の中での[電源オプション]のアイコンをダブルクリックします。

電源オプションは管理者権限でないと設定出来ない場合がありますので、その場合はパソコンの管理者と相談して下さい。



[電源オプションのプロパティ] の中の [電源設定] タブの [モニタの電源を切る] ボックスと [ハード ディスクの電源を切る] ボックス及び [システム スタンバイ] ボックスに、現在の時間の設定が表示されます。

これらの設定を変更するには、矢印をクリックし、時間をクリックします。

コンピュータがスタンバイ状態になる前にモニターやハードディスクの電源を切るにはシステムスタンバイの設定時間より短い時間を各ドロップダウンスイッチから選択します。

スタンバイ状態とは、モニターとハードディスクの電源が切断された状態のことです。つまり、コンピュータは省電力モードになります。再びコンピュータを使用するときに、すぐにスタンバイ状態を終了し、デスクトップを使用していたときの状態に復元します。

省電力モードを設定するとコンピュータは何も操作せず、かつ、CPUも何も実行しない状態のまま、設定した時間が経過するとスタンバイ状態となり、消費電力が節減されます。例えば、会議などでしばらくの間コンピュータから離れると、自動的にスタンバイ状態となり節電できるわけです。ただし、留意点としてスタンバイ状態ではデスクトップの状態をディスクに保存しないので、スタンバイ中に電源障害が発生した場合は、情報が失われることがありますので、作業中のデータを「上書き保存」または「名前を付けて保存」するようにして下さい。

待機電力の節電に関しては、家電製品一般に当てはまりますので是非取り組んで参りましょう。

最後に、低電力モードの設定、非設定における消費電力量の試算値を(財)省エネルギーセンターのホームページ (<http://www.eccj.or.jp/index.html>) に掲載されていたので紹介します。

 **タイプ別の平均消費電力量**

タイプ	低電力モード	家庭での目安				オフィスでの目安			
		1週間あたり		1年あたり		1日あたり		1年あたり	
		消費電力量	電気代	消費電力量	電気代	消費電力量	電気代	消費電力量	電気代
 1.デスクトップ型PC+LCD	設定	1,202.1Wh	26.4円	62,508Wh	1,375円	473.2Wh	5.2円	113,568Wh	1,241円
	非設定	1,497.5Wh	32.9円	77,870Wh	1,713円	882.3Wh	9.6円	211,740Wh	2,314円
	低電力モード設定は、これだけ省エネ	295.4Wh	6.5円	15,362Wh	338円	409.1Wh	4.5円	98,172Wh	1,073円
 2.LCD一体型PC	設定	745.0Wh	16.4円	38,739Wh	852円	293.2Wh	3.2円	70,368Wh	769円
	非設定	926.0Wh	20.4円	48,152Wh	1,059円	543.9Wh	5.9円	130,524Wh	1,427円
	低電力モード設定は、これだけ省エネ	181.0Wh	4.0円	9,413Wh	207円	250.7Wh	2.7円	60,156Wh	658円
 3.ノート型PC (LCD14.1型以上)	設定	360.3Wh	7.9円	18,734Wh	412円	141.2Wh	1.5円	33,876Wh	370円
	非設定	442.5Wh	9.7円	23,010Wh	506円	255.0Wh	2.8円	61,200Wh	669円
	低電力モード設定は、これだけ省エネ	82.2Wh	1.8円	4,276Wh	94円	113.9Wh	1.2円	27,324Wh	299円
 4.ノート型PC (LCD14.1型未満)	設定	193.1Wh	4.2円	10,039Wh	221円	77.0Wh	0.8円	18,468Wh	202円
	非設定	234.0Wh	5.1円	12,168Wh	268円	133.7Wh	1.5円	32,076Wh	351円
	低電力モード設定は、これだけ省エネ	41.0Wh	0.9円	2,129Wh	47円	56.7Wh	0.6円	13,608Wh	149円

国際エネルギースタートプログラムに適合しているパソコンについて、低電力モードの設定時と非設定時の平均消費電力量、電気代等を比較しました。

出所：(社)電子情報技術産業協会 家庭用については(財)省エネルギーセンター試算値

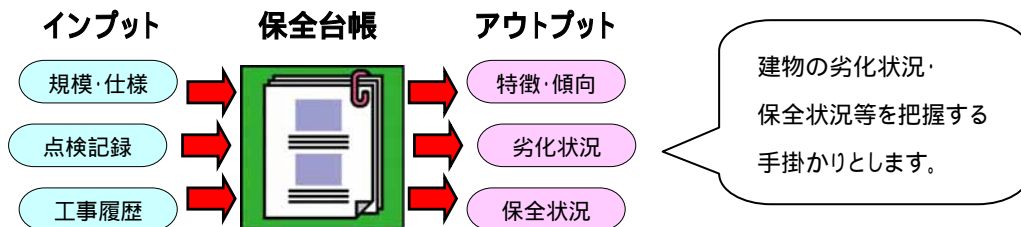
(設備課 長濃)

3.How to 保全

保全台帳について

保全台帳については「建築基準法、官公庁施設の建設等に関する法律に規定されている建築物・建築設備等の定期の点検結果を保全台帳に記録する。 1」「施設保全責任者は、保全台帳を備え、建築物等の概要、点検結果、修繕履歴等必要な事項を記載し、又は記録する。 2」とされていますが、具体的にどのように作成・活用すべきなのでしょうか。

保全台帳とはいわば建物のカルテや履歴書のようなもので、施設管理関係者・日常のメンテ業者・改修工事の関係者等が、建物の規模・仕様などの基本的な情報や、建築されてから現在までの保全・修繕・改修等の内容を知ることができるように作成するものです。保全担当者にとっては使い道がよくわからない情報でも専門家にとっては何かの手掛かりになる事もありますので多くの情報をストックするよう心掛けましょう。



保全台帳には下記の参考様式 3 があり、必要に応じて項目の追加・省略を行うこととなります。また、保全業務支援システム(BIMMS-N)の様式を利用することもできます。

- 保全台帳様式 1 ……建築物等の概要
- 保全台帳様式 2 ……建築基準法等に規定されている建築物・建築設備等の点検記録
- 保全台帳様式 3 ……修繕記録

は法律で定められた点検ですし、 は日々の保全業務や、中長期の保全計画書を作成する際にも不可欠です。原因、工事内容、費用等のほか、工事範囲もわかるよう関係図面を添付するなど工夫しましょう。

上記のほかに機器類のメンテ記録や人事院規則・消防法等に基づく点検記録等を追加してゆく訳ですが、整理の都合上等で別のファイルに綴じておいても構いません。重要なのはいつでも必要な情報を取り出せるように整理しておくことです。管理者が多くの建物を一括管理している場合でも現地に控えを置いておき有効活用できるようにしましょう。

建物は必要な執務環境を供給すべく自然環境から我々を守ってくれていますが、人と同じように年をとっていきます。台帳を整備し、日々の保全業務や将来の計画、後任者への引継ぎ等へと有効に活用して下さい。

- 1・2 平成 17 年 6 月 1 日付 国土交通省大臣官房官庁営繕部長より各省各庁官房長等宛の公文書による
- 3 平成 17 年 7 月 14 日付 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室長より各省各庁保全担当課長等宛の公文書による
- 1~3 は保全業務支援システム(BIMMS-N)や国土交通省本省 HP からダウンロードできます

(神戸営繕事務所 植岡)

4. 営繕情報コーナー

施設特別整備における緊急度判定基準について

本年も押し迫り、予算内示の時期になりました。さて、この時期から、平成20年度の施設特別整備の内容確認を行っていく事となります。昨年度までは保全指導・監督室、京都営繕事務所、神戸営繕事務所より施設特別整備計画資料依頼文書を各省各庁の担当部局各施設特別整備担当官へ送付していましたが、内容を統一する意味で、本年度は整備局営繕部計画課より送付することとしています。この号が発刊する頃には、「平成20年度施設特別整備関係営繕計画資料の提出について(依頼)」という文書が届いていると思いますので、ご協力よろしくお願いします。

施設特別整備を行うにあたって、緊急性を考慮することが必要です。「官公庁施設の建設等に関する法律 第9条の3に基づく平成19年度各省各庁営繕計画書に関する意見書」(国土交通省のホームページの官公庁施設のページ <http://www.mlit.go.jp/gobuild/index.html>)の中で緊急度判定基準が紹介されています。意見書には、総括意見として官庁施設整備についての方針等や施設整備の現状の分析、個別意見として、要求内容の分類・分析などが紹介されていますので、興味がある方はご覧ください。判定基準は第2部の「平成19年度各省各庁営繕計画書に対する個別意見」の中の第1章に緊急度判定基準が掲載されています。紙面の都合がありますので「新営計画に対する緊急度判定基準」については次回以降にし、今回は「修繕・改善計画に対する緊急度判定基準」について簡単に説明させていただきます。

「修繕・改善計画に対する緊急度判定基準」はA～Cの3段階で表現されます。また、計画内容が施設特別整備実施基準に該当しないものはDと記載しています。施設特別整備実施基準は新営予算単価説明会資料の営繕計画書作成資料に収録されています。特別修繕等の整備について、耐用年数が補修により10年間程度延長されるもの、補修をしないことにより、建物に重大な危険を生ずる恐れのあるものなどの実施基準が記載されています。

評語	定義
A	緊急を要する
B	至急実施すべきである
C	急がなくてよい

A判定としては、ホームページを参照して頂ければわかると思いますが、地盤沈下で建物にひどく損傷可能性があるもの、壁等が剥落して人身事故を起こす可能性があるもの、部分改修が不可能な屋根・外壁からの漏水で執務環境に多大な被害がある場合や、書庫や保管庫・電気室など水損事故を起こしてはいけない部分での漏水があるもの、設備機器の劣化で人身への安全や執務環境に多大な影響があるものなど、特に緊急を要する物が該当します。B・C判定は同様の内容について施設状況の程度をみて判断されます。

以上簡単な説明になりましたがご不明な点をご連絡頂き、施設特別整備要求の参考としてください。

(計画課 中尾)

このメールマガジン(メールでの受信が不便な方にはFAXで配信)は、国家機関、地方自治体、特殊法人、独立行政法人の施設管理に携わっておられる方々に、施設保全の最新情報や保全の技術をお知らせするために国土交通省近畿地方整備局がお送りしています。

また、施設管理の担当地域が整備局の複数の事務局にまたがる方には、監督室・事務所の情報を伝えるためにも、それぞれの監督室・事務所からお送りしています。

本メールマガジンについてのご意見、ご感想等をお待ちしています。今後のメールマガジンの記事等に反映させていきたいと思っています。

事務局

営繕部 保全指導・監督室(TEL:06-6443-1791)

岩田 弘美 (iwata-h86qz@kkcr.mlit.go.jp)、岩下 衣未子、瀧下 幸生

京都営繕事務所(TEL:075-752-0505)

西井 里佳 (nishii-r86qs@kkcr.mlit.go.jp)、森田 良次、吉見 章

神戸営繕事務所(TEL:078-222-8979)

植岡 哲也 (ueoka-t86fe@kkcr.mlit.go.jp)